

## 会議名 第20回豊島区基本構想審議会

詳細 - 企画課 電話03 - 3981 - 4204

附属機関又は 会議体の名称	第20回豊島区基本構想審議会	
事務局（担当課）	企画課	
開催日時	平成17年7月20日（水）18：30～20：30	
開催場所	議員協議会室	
出席者	委員	森田 朗（東京大学大学院院長） 金井利之（東京大学助教授） 渋谷秀樹（立教大学教授） 恒吉僚子（東京大学助教授） 宮崎牧子（大正大学助教授） 四阿知子（一般公募） 伊藤榮洪（教師） 高橋明宏（一般公募） 三井菜摘（一般公募） 本橋弘隆（区議会議員） 木下 広（区議会議員） 小林俊史（区議会議員） 小林ひろみ（区議会議員） 吉田 敬（区議会議員） 今村勝行（収入役） 日高芳一（教育長） 以上出席者16名（敬称略） 欠席者4名
	幹事	政策経営部企画課長、同財政課長、同行政経営課長、同広報課長 同施設再構築・活用担当課長
	その他	政策経営部長、総務部長、区民部長、商工部長、清掃環境部長、保健福祉部長、健康担当部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、監査委員事務局長、区議会事務局長
公開の可否	公開 傍聴人 0人	
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第	案件 1．開会 2．議事 （1）計画事業の選定を含む分野別計画（素案）について （2）基本計画体系の修正について （3）重点施策の選定について （4）その他	

## 1. 開会

事務局： それでは定刻になりましたので、これより第 20 回基本構想審議会を始めさせていただきますと存じます。本日のご出欠状況でございますが、B 委員、C 委員、I 委員、Q 委員が所用によりご欠席でございます。また E 委員、F 委員におかれましては少し遅れるということでございます。

本日の審議の内容でございますが、議事が大きく 3 点ございます。1 点目が「計画事業の選定を含む分野別計画（素案）について」というものでございまして、計画事業の選定につきまして、これまでこの審議会の下部組織であります計画事業選定小委員会におきましてご議論いただいていたものの一定の成果という形でございますので、本日はその内容の確認をしていただきたいと思いますところでございます。2 点目が「基本計画体系の修正について」ということでございまして、前回の審議会の際に改めまして選定事業小委員会の方に「基本計画体系の修正について」ということについて、改めて新たな検討事項として取り組んでいただいたものでございます。それから 3 点目が「重点施策の選定について」でございまして、こちらにつきましても、前回の審議会の際に選定小委員会の方の新たな検討事項とさせていただきますので、この間、検討いただいたものでございます。それでは森田会長、よろしくお願い申し上げます。

## 2. 議事

- (1) 計画事業の選定を含む分野別計画（素案）について
- (2) 基本計画体系の修正について
- (3) 重点施策の選定について
- (4) その他

森田会長： それでは、第 20 回の基本構想審議会を開催いたします。お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。今日は、以前から小委員会に検討をお願いいたしておりました、計画事業の選定と、前回第 19 回の審議会におきまして新たに検討をお願いいたしました基本計画体系の修正、重点施策の選定につきましてご報告をいただき、それに基づいて審議を進めてまいりたいと思います。それでは議事次第に従いまして、進行させていただきますが、次第にございますように、また今ご紹介ございましたように三つの議題がございます。一つ目が「計画事業の選定を含む分野別計画（素案）について」、二つ目が「基本計画体系の修正について」、三つ目が「重点施策の選定について」ということでございますので、それでは選定小委員会の金井委員長からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

金井委員： 私ども選定小委員会は前回、全体会よりご下命を受けまして、前回の全体会以降7月8日と15日の2回の審議を行ってまいりました。その会議においては、前回の全体会にご報告申しました計画事業の選定について、それから選定にあたり検討課題となりました計画体系の修正と重点施策の選定について、三つの論点について審議してまいりましたので、その結果についてご報告させていただければと思います。まず最初に、計画事業の選定についてご説明申し上げます。資料につきましては、資料20-1と、最終的なものとしたしまして資料20-5に結果がまとまっていくかと思えます。詳細な内容につきましては事務局よりご説明いただければと思います。

事務局： <資料20-1、資料20-5に基づき説明>

森田会長： どうもありがとうございます。金井委員、補足説明ございますでしょうか。

金井委員： 事務局からの説明に尽きていますが、いずれにしても総合計画ということで優先順位をつけるということになりますと、どうしても全体を見回さなければならぬということで非常に作業量が多くなってしまい大変難しい。ただ、多いので一つ一つ着実に決定していかないと、なかなかいつまで経ってもゴールまでたどり着かないというところで、いろいろな領域にわたって作業を進めなければならぬということは改めて実感しているところです。

森田会長： ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。ご審議いただきたいと思えます。

〇委員： 実は前回の既存重要事業の分も、全部見せていただいたわけではなくて、気になるところだけ見たというのが実情です。ですから、そういう中で、ほとんどこれが元になっているのかどうかということだけ、まず確認をしたいと思えます。

事務局： 前回の計画事業選定資料の中身は、本日の分野別計画部分の素案に、ほぼ落ちているということではありますが、部分的に、この間、選定小委員会で議論する中で動いている部分もございます。その動いている部分につきましては、例を挙げてご説明いたしますと、資料20-1の、「地域福祉の推進」から始まりますが、この1頁のところでは「地域福祉の推進」について事業が全体でどれだけあるかといったことの総括表がございます。全体の事業数が42ございます。それに対応する予算が100億円余あるということがございますが、そのうち一般財源が19億8千万円あるという形になっておりまして、これに対して、その下の方になります。のところ、+ というところが選定対象の40事業でございまして、その結果が40事業の内訳がさらにその下の「既存重要事業総括」というところで、AA事業が40事業のうち9、A事業が13ございます。その他が18、こういった形で総括を示し

ています。その次の3頁目の右上のところに「変更、修正点」という欄がございます。この部分が「地域福祉の推進」につきまして変更があったということでございます。例えばここで申し上げますと、政策間移動1件とございますが、政策と申しますのは、「地域福祉の推進」という政策の中にほかの政策のところから、ここに移動してきたものが1件あるということでございます。それにつきましては、資料20-5に、新しく来たものについては印をつけてあります。また、資料20-1の変更点の でありましたが、政策内移動というものが2件ある。これは「地域福祉の推進」の中で動いたものが2件あるということでございます。それからA事業、AA事業からその他の事業に移動したものが2件、事業名称の変更が4件あったという形でございます。特に政策間移動につきましては資料20-5の中でマーキングをしております。例えば、資料20-5の13頁のところをお開きいただきますと、計画事業の施策の方向で申し上げますと、「見守りと支え合いネットワーク事業」、これが別の政策から移動してきたものでございまして、逆にその下の「高齢者保健福祉計画・障害福祉計画作成事業」がその他の事業へ移動したというものでございます。

○委員： それで今回、AAとAだけではなくて、その他の事業も載せるというふうにはなっただけでも、計画事業として位置づけるのはAAとAだけです。それがどういう意味を持つのか。つまり、その他の事業として位置づけられたものは削ってもいいよという話ではなかった。だから、今回ここにも盛り込まれたと思うのですが、その関係を説明していただきたい。

金井委員： これは前回の全体会でもお話があったかと思いますが、計画の今回の機能は優先順位をつけていくことであるわけで、ある面濃淡をつけていくというところにあります。今回の総合計画の一つの大きなポイントは、財政フレームが確定していないということなので、どこからどこまでがこの総合計画によって確実に財源を担保するという話には直結しないということです。もちろん今までの総合計画も毎年度の予算によって最終的には確定されるので、総合計画に掲げられていることが、すなわち、やると保証したことにはなってはいません。しかし、比較的担保していたのですが、今回の場合はそれよりもやや弱い形にならざるを得ないということが大前提になっています。だからこそ優先順位をつけなければならない。優先順位をつけるためには全部を見た上で、どれにしましょうかと考えざるを得ない。こういう段取りになっているかなと思います。そこはあくまで全体として濃淡を、今後検討するときの一つの方向性を決めるということになっているので、最終的には毎年度行う予算編成でももちろん決まりますし、その前段階としての実行計画的な改革プランというもので方向を把握していく。それを行うときの前提として

こういう方向で考えて、みんなで具体的な予算枠の中で検討していったらいいのではないかと、大まかな10か年及び5か年の方針を示していこうと。こういう趣旨でありますので、非常にファジーな言い方になって申し訳ないのですが、全く意味がないわけではないけれども、ここで全部決まっているわけでもないという、そういう形の機能を期待されているのではないかなというところございまして、微妙なところですが、お金のない情勢なのでそういうことになっているかなという理解とっております。

○委員：　　つまり、くしくも最後に一言あったように、お金のない条件の下でということになると、私がずっと心配をしてきたのが、これはもう削っていいよという計画になってしまうのではないかとということです。例えば、今回の20-1を見せていただいたときに、8頁で目白生活実習所とか福祉作業所運営がその他事業となると一応そういうふうな分け方になっているわけです。やはり、この分野は、場合によっては削ってもいいですよということになってしまう。削るとしても、全部なくすわけではありませんとかいろいろあるかもしれませんが、そういうことではないのではないかなと私は思います。それから、例えば今回の都議選でも、共産党は子どもの医療費無料制度をもう少し拡大しようじゃないかと。子育て支援ということでは医療費の心配をしないで子育てできるような環境を整えようじゃないか。これだけで全部とは言いませんが、それも一つその他事業になっていますよね。やはりそういう面で行くと、個々別々のところの分野で私も意見したいのですが、一つ一つの分野で、議論をするときに、例えば「地域福祉の推進」という分野の中でAAとAをつけるというふうに多分なっていたと思うんですが、そうするとその中で、これはこの中でも少し優先度低いかぐらいのイメージならしいのですが、やはりこの中ではこれは低いですというふうになってしまうと、これはまずいのではないかと。私としては、そこは修正していただきたいというのが意見です。そういう意味もあって、全体として意見も出したのですが、例えば「池袋副都心の再生」という部分については、意見としては住民の区民意識のところでも多少低いので、そういう分野のところは少しレベルを下げたような基本計画になっていけばいいと思っていたが、実際にはそうでなくて、池袋副都心再生プランはAA事業になってしまうという、その辺では大変言い方は悪いですが不満というか、そこについては私の意見です。そうやって見ていくと、これは一つ一つAAとAとその他というのがどういう意味なのかという部分では、金井委員がおっしゃったように、かなりファジーですということではいいのですが、施策の重点化というときには最後の部分でそういう方向づけを、私が先ほど申し上げたような方向づけをしていただきたいなと思います。

金井委員： 今の論点は幾つかご指摘のレベルがあったのではないかと思います。一つは、まず施策間とか、あるいは政策間のウェイトづけです。これは〇委員からご意見をいただいて本日お配りいただいているように、どちらかというと後の議題の(3)のほうにむしろ該当するもので、同じ施策の方向の中でのAA、A、その他のウェイトづけとは別に、政策間でより重要なところでのAAと、より重要でないところのAAというのは意味が違ってきますから、そういうことは毎年度の方向の中で当然議論されていくものだ。むしろ総合計画というのはそういう毎年度の議論をするときに、同じAA、あるいは同じその他でも政策間によっては意味が違ってくると。また、そうやって考慮していくものとして、ひとつ総合計画の機能があるのではないかと考えております。それから二つ目のレベルは、個別の事業について、これを削っていいものだというふうに今決まっているわけでは全然なくて、いろいろな考慮の余地が今後あるだろうと。ただ一番重要なことは、最後の最後まで優先順位をつけなくても、結果的には誰かがどこかで切られてしまうことがあり得ることなので、それの方がむしろ区民サービスという点からいっても大変よろしくないはずじゃないか。予算編成のどたばたになって突然切れましたというのは非常に不親切かつ説明責任を全うしているとも思えないので、非常に長いプロセスの中でいろいろ議論しましょうと。そういう一つ一つ考えていくことが総合計画に求められている機能かなと。そうしませんと、本当に毎年行革でお金がないから、ないからとりあえず探せという話になって、これは非常に無計画的なことよくないのではないかなという趣旨が総合計画をつくる時の一つの大きな機能かなと考えております。それから3点目は、具体的にどの事業をその他じゃなくてAにした方がいいとか、これはできれば小委員会までに細かいご意見を出していただければ小委員会としても助かったと思うのですが、それはそれでまた調整もあり得ることなのですが、今回までにはなかなか個別のご意見をいただけなかったということで、このような結果になったところかなと考えております。

〇委員： 2番目のお答えについては、どたばたになって突然削るというのはまずいと。基本計画で削る可能性がありますよということを言うておく……。そういうふうにも聞こえてしまったのですが、やはりそうであるとすれば、さっき言ったような障害者、生活実習所、福祉作業所の分野なんかはきちんと行政が見るべき部分が大いではないかと思うのです。はっきりいえば、具体的には「行革2004」に出ているのは、そういう施設については指定管理者、民間委託という方向が出ていますが、これに対してはやはり障害者の親御さんとか関係者の人から、人間関係を長くいろいろな関係でつくっていったり慣れてくるので、人が代わってしまうということはどうなんだ

ろうかとか、今、自立支援法という法律が衆議院で通りましたが、まだ参議院は通っていませんが、それでまた1割負担とか、それからお金をとられるようになるんじゃないかとか、あるいは民間になったときに特にいろいろな形でお金がとられる。例えば、正式に決まっているものではなくても、何か行事をやればお金をとられるとか、そういうことがあるんじゃないかということで大変不安に思っているわけです。それから民間事業者ということでは、民間事業者自体がやっていけなくなれば、別のところにかわらなければいけないという不安も、そういう今後の入れかわりということも大いにあり得るということで大変不安があるわけです。そういう面も考えると、費用を削っていくという方向が安上がりということでは、そういう方向に今、区は考えているが、やはりそうではない方向を出すべきだと。逆にそういう方向が今出ているから、基本計画でもそういう方向になってしまうと、結局削られてしまうのではないかという不安はぬぐえないということです。

森田会長： 今のご意見を確認させていただきたいのですが、この審議会でこれまではどういう形で政策の体系をつくるかということで、ここで7つの柱が立っておりまして、これ自体修正が加えられるようですが、基本的にこういう形で豊島区の政策体系というのを考え、すべてそれを実現することが大変望ましいわけですが、財政的に大変厳しいものですから、とても全部はできません。その中で、どういう形で絞り込んでいくかというのを今年に入ってから議論をしているわけです。したがって、その場合にそれぞれの分野について立てた柱について優先順位をつけるということで、AAとAとその他という形で絞ってきたわけでございます。確かに今おっしゃったように個別にいうと、その他にするのはいかなものかというお話でございましたが、財政的な制約があるわけですから、ある事業をランクを上げるということになりますと、どこかほかを削らなければ財政的な制約にひっかかってしまうわけでございます。そういう意味でいいますと今のご意見はどのようにそういう制約の中でおっしゃっているのかちょっと確認させていただけますか。

○委員： はっきりいえば大きな分野でいうといろいろ難しいのですが、この7つの分野でいえば、「(1)魅力あるまちづくりの推進」に「池袋副都心の再生」とあります。今とにかく池袋の特に東側を重点として都市再生的なものがどんどん行われています。そういう分野については、私はストップかけていいと思っている。今、既に始まって行政的な観点だけでは加えられないと思いますが、東池袋四丁目の再開発は、総額でいえば税金だけでも200何十億円ということできつ込みますし、補助金の来ない区独自の財政負担、床を買うということでは60億円、図書館と交流施設を造りますということでは60億円、備品も入れると70億円になりますが、そういうものはちょっと我慢を

してもいいのではないかと。我慢というか、大いに削っていいのではないかと  
思います。方向的には今後の計画では今、南池袋二丁目の環5の1の道路の  
両脇をしゃれた街並みづくり条例の、しゃれまち条例とか何とかというそう  
ですが、その関係でかなり高い建物も建てていこうじゃないかという動きの  
ある中で、あの地域にまた再開発をしようという話も出ている。そこにまた  
区の庁舎を入れるという話も出てきていて、実際には区の庁舎はここに建て  
かえるか、向こうに造るかという大きくは二つ分けての考え方で検討中とい  
うことです。これが今示されてきているのですが、そんなことをやっている  
時期じゃないだろうと思う。今回のこれにはまだそういう庁舎のこととかは  
出ていませんが、本当に「池袋副都心の再生」ということを重点施策として  
載せてやっていくのかという面では、私は大いに疑問があって、そういうと  
ころをちょっとやめて、ほかの方に回したらいいのではないかと考えていま  
す。

金井委員：        そのご議論は非常に重要な点かなと思っていまして、それは議題の(3)  
の方で施策の方向別でのウェイトづけをどうつけていくのかというもので、  
ぜひやるべきかなというところで小委員会としても議論を進めていくと。た  
だ、その内容が〇委員さんの期待に添うウェイトづけなのかどうかというの  
は、またそのときに大いに議論すればいいのではないかなと思っている。  
今回の場合は、それとは別に一つの中でウェイトづけをすとしたらという、  
横同士の比較というよりは同じ分野の中での比較ということです。ただ、そ  
の中でも〇委員さんがおっしゃったような事業をもし重視するとすれば、そ  
れを計画事業の方に載せていくというのは、個別にはいろいろ対処があり得  
るのではないかと。ただ、その場合には一応25、25、50ぐらいでウェイトづ  
けします。全部AAにしてしまうと優先順位をつける意味がないので、相対  
評価という意味では何かを上げて、あまり上げすぎたらほかを下げざるを得  
ないことになるかなと思うが、個別にはいろいろ十分調整の余地はあろうか  
と思っています。

事務局：        ただいまのこの計画事業につきましては、全部で500事業あまりの事業  
を政策ごとに相対的な順位をつけていくということですので、政策  
間の優劣をつけていないということが1点ございます。また、行財政改革と  
の関係であります。その他の事業、A事業、AA事業と優先順位をつけま  
したが、こういった事業500事業すべて必要性においてはすべて必要である  
というふうになっておまして、ただ今後、行財政改革を進める中で、その  
他事業イコールいらぬ事業ということでは決してございません。ただ、こ  
ういった優先順位を行財政改革を進める上で重要な参考資料として見てい  
く必要があるということ、今後行革を進めるにあたりまして、この基本

計画が一定の方向性を示す。その方向性に基づいて判断される事業の休廃止につきましては別な判断だと考えておるところでございますので、この基本計画で定めたものが、例えばA A事業でもあるにもかかわらず、本当に大きな切り込みをしなければいけないような事態が起こったとすれば、それはそれ相応の説明が必要になってくると思いますし、その他の事業だからといって説明が必要ないわけではありません。すべての事業が今効率化を求められておりますので、行革の対象という意味では、すべての事業が対象であり、その他の事業だからといって、イコールそこだけが対象というわけではないという形でご理解いただければと思っているところでございます。

森田会長： 計画事業の選定につきましては、前回ご議論いただきましたように、A A、A、その他、25%、25%、50%ということでそれぞれの分野ごとに一応こういう形で配分するというところで小委員会で慎重にご審議いただいた結果、出ているわけでございます。今もお話ございましたように、政策分野間での比重のつけ方につきましては、また重点政策という形でご審議いただくことになっているということでございます。特にほかにございませんでしょうか。

M委員： 今の政策分野間の優先順位という話は後ほどということですから、今申し上げないでおきますが、別の視点でこの基本計画の「すべての体系に共通する指針」として「新たな区政運営システムの確立」の中には、「参加・協働型地域経営の推進」というものが盛り込まれていると思います。つまり、公的な大事な事業ではあるけれども、今後NPOとかボランティア団体とか、または民間企業が入っても、それを含めてそういう分野の担い手がきちんとした確立ができるならば、その部分は協働という形で進めてもいいのではないかと話につながってくるのではないかと思うんですが、そういう意味で今回の重要事業の評価の中に民間でも担えると期待してつけた部分があるのか、評価をしたという部分があるのか。それは後ほどそういう組織が集まってくれば協働の形でその部分は任せられる、または協働ですからお互いできるということで少し手が離れるわけではないけれども、ほかの分野を区としてはやってもいいんだという形になっていくのか、その辺の考え方はどうでしょうか。

事務局： ただいまのご指摘でございますが、この500事業につきましては少なくとも何らかの形で民間との協働というものはそれぞれに考えていると思います。今回の選定にあたりましては、ここに書いた事業は、例えば民間に移行したとしても地域にとって必要かどうかといった視点で選んでおりました。例えば保育園の民営化を進めるといった話があった場合でも、保育園の提供しているサービスについては、今後の重要性には変わりがないといった

判断で考えておりますので、民間にゆだねるイコールその他ということでは  
ございません。民間に委ねたとしても、AA事業として今後も地域の中で必  
要であるところについては、事業性の高いものについてはAAにしていくと  
いった考え方でございます。

M委員： わかりました。つまり、協働が進めば、さらに事業として取り組む範囲が  
広がるという理解でよろしいわけですね。

森田会長： 今回の事務局の説明にあると思いますが、この分野の政策を重視するとい  
うことでございます。その計画を実施する段階で、より少ないコストで実施  
できるならば、それも選択の余地になるということです。現時点においては、  
制約の中でこういう優先順位をつけるということでございます。そういう理  
解です。

O委員： さっきも私が例を挙げたのは、結局、生活実習所、福祉作業所の民間委託  
の問題だったのですが、簡単にいってしまうと、私は福祉に民間的手法とい  
われるもの、効率とか営利という部分というのはやはり……。民間がやっ  
ちいけないということではないんです。現に、例えば精神の共同作業所なん  
て豊島区では全部民間ですし、行政がやらない部分を民間がずっと担ってき  
たという部分もあるのですが、M委員が言ったような民間でできるものは民  
間へと。また、会長が補足されたようにコストが安ければそちらへというの  
は、私の考えは、それは違うのではないかと。特に福祉の分野、福祉とい  
うと広いかもしれませんが、障害者とかお年寄りとか子どもたちの分野で、そ  
ういういわゆる福祉という分野は人間がやって、人手がかかっているもので  
す。人対人とのいわゆるコミュニケーションが一番必要な分野で、そういう  
分野に効率というものを持ち込むと、なるべく安くということと非常勤とか経験  
の少ない人で全部やるとか、そういうふうになりがちなんです。やはりそ  
ういう意味では、特に保育園とか、お年寄りの施設とか、障害者の施設とか、  
そういう分野については今、公立でやっているものを民間でやっていくとい  
う方向には私は反対です。民間でやっているものもきちんと援助していくと  
いうことは必要ですし、保育園でいえば認可保育所の中には公立のものと私  
立のものとありますから、こういうものも民間でやっているものにもきちん  
と援助してやっていくという形をとる。何度も申し上げたと思いますが、東  
京都もそういう認可保育所への今まで出していた人件費補助も削ってしま  
ったし、特養ホームのところに出していた人件費補助も削ってしまっている  
し、こういうところが結局そこに入っている人たちへのしわ寄せに、いろい  
ろサービス、施策の切り捨てにつながっているということでは、それはおか  
しいんじゃないかと思う。いろいろな人が参加をしてやっていくということ  
は、私はもちろん賛成です。けれども、今、公立でやっているもの、だから

行政はどこまでやるべきかとか、行政は何をすべきかという部分で、お金がないからこれはやらないで行政が監督だけやればいいんだということでは絶対ないと思っているので、そういう点では私はおかしいと思います。

森田会長： 私の不用意な発言で、そういう発言が出たかと思いますが、要するにサービスの質が変わらない限りという前提の趣旨でございますので、補足させていただきます。

P委員： 私は、この審議会に出せていただいたのは、今日で2回目です。今まで全くそういうことにかかわっておりませんでした。まず、お金がないからだめだみたいな話が前に出てきて、それでこれだけのものを作り上げているのは、これは役所の人を作り上げているのだろうと思うけど、当然ながら皆さん方も小委員会の先生もいろいろご意見を聞きながらでき上がったものだと思う。どうもAがいっぱいくっついていて、これはいいとか悪いとかという話ですが、もちろん何回かやらなければいけないと思いますが、もし5年のスパンで考えていらしたら、10年で何とかやってさしあげる、やるんだという考え方でやっていただかなかったら、参画している皆さん方にご無礼な話を区側がしているんじゃないかなと思う。聞いているとどうも金がないから、金がないから、そういうふう聞こえる。むしろ皆さん方に来ていただいて、この忙しい中いろいろなことをご議論いただいて、とてもすばらしいものができてきているんだけど、もう少し考え方を変えて、ないけれども必ずこれはやり遂げるといような立志ぐらいは伝わってこない、だめだと思う。今後行革の「2004」に添ってどうだという話になると、こんなもの作らない方がいいんじゃないかという話になってしまうので、せっかくいろいろな先生方からもご意見をいただいて作り上げてきているので、もう少し自分たちが皆さんとご一緒に作り上げていく一つの基本計画の中で必ず実施していくという思いを入れていただいて、ぜひやっていただければありがたい。

森田会長： 貴重な発言ありがとうございました。これまでの経緯を申し上げておきますと、これをやるべきだという形でかなり議論してきたわけですが、どうも財政的な面からいって、むしろそう言ったとしてもなかなかできないのではないかと。もう少し現実的に着実な形で何をできるかという形で少し議論が具体化してきたということでございます。したがって、思いそのものは、昔はずっとあったということでございますので、何としてもというか、ぜひやっていただきたい。そういう意味で、最初の表はつくった。ただ、それが本当の絵に描いた餅になってしまうとは、計画をつくる意味がむしろなくなるのではないかと。その意味でいいますと、もう少し着実な形でということで、こういう議論を展開させていただいたということでございます。

では一応、今回の計画事業の選定を含む分野別計画につきましては、ご了承いただいたということによろしゅうございますでしょうか。

○委員： 決めるときというのは、やはりこれではおかしいんじゃないかというときはおかしいと言わないとおかしいことになってしまうのですが、これははっきり言うと 20-5 の資料、これについてはこれでいいですよということなのか。先ほどから後ろの「重点施策の選定について」の分野じゃないですかという話もあったんですが、今の段階でもさっき言ったような部分があるので、このままにすると外れてしまいそうなので、このままではだめじゃないかと私は今思っている。どういうふうに意見を表明していいかわからないので、「よろしいでしょうか」「はい」と言ったら、次の後ろの方にいったら、「いいって言ったじゃないか」と言われてしまうと困るので、どの分野のどれについていいのかというか、どこまでかかっているのかというのが、よくわからない。

森田会長： これについてすべてこの施策でいいかどうかという話は、最初に事務局の方からご説明いただきましたし、20-5 でいいますと 6 頁の小委員会の検討スケジュールにございますように、完全にこれで確定というわけではなくて、その後の小委員会でもって、調整を図るといふ余地はとってあるわけでございます。ただ、ある程度大枠が決まりませんと、次の詰めの議論に入れませんので、その意味でいいますと今おっしゃいましたようなことで、ここを削ってこちらを優先すべきではないかという議論は、重点事項の方で議論されるべきことではないかと先ほどから出ておりますが、それを含めまして調整はあり得るといふことでございます。ただ、基本的なフレーム、AAとAの事業の配分と、これらの事業の各政策分野についてのあり方につきましては小委員会でもかなり時間をかけてご議論いただいた結果でございますので、それ全部ゼロベースでもう一度考え直すということはこれから鑑みますと非常にやり方としても問題があるのではないかと。その意味でいいますと、微調整を残したところでご了承をいただけないかという趣旨で申し上げます。

○委員： わかりました。まだこれももらった段階で、一応こういう方向ですよという話で、最初のところしか説明していただけていませんから、また見ているあるかもしれませんが、それは保留をして、今こういう方向で検討がされてきて、こういうことでございますという報告という形ですよ。

森田会長： ただ、今のことですが、基本的にこれは前回出たもので、多少場所の変化はありますが、基本的にAA、A、その他という評価について変更はなかったわけでございます。それにつきましては前回出したものについてご意見を寄せていただきたいということでご意見を出していただいたときに聞い

ておりまして、そして出されたのがあまりいらっしやらなかった。それを踏まえた上で小委員会でもう一度ご議論いただいた結果、これができているものでございます。一応その意味でいいますと小委員会では前回の案をベースにして、その後出された意見でもってこれを固めて出されたということだと思いますので、手続き的にはそういう形で踏まえて少しずつ固めてきたというものでございますので、さらに細かい調整の余地はあると思いますが、基本的なところでご了解いただきたいということです。それでは、計画事業の選定を含む分野別計画（素案）については、了承いただいたことといたします。

続きまして、議事の二つ目でございます「基本計画体系の修正について」、こちらについてご説明お願いいたします。金井委員、お願いします。

金井委員： 既に実は資料 20-5 の方では先取り的に入ってはいるが、この基本計画体系の樹形図をつくって、これまた基本構想審議会の期間が長くなって、その後の情勢変更等々いろいろございまして、いろいろ個々に考えていくと修正した方がよいのではないかという点がかなり出てまいりました。それが資料 20-2 でお示ししているところでございます。詳細につきましては、事務局の方からご説明お願いできればと思います。

事務局： <資料 20-2 に基づき説明>

森田会長： それでは、ただいまの事務局のご説明につきまして 10 点に及ぶかなり多くの修正箇所があったかと思いますが、ご質問・ご意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。これは、小委員会ではもう議論を済ませているということでございます。

〇委員： この生涯学習の部分は、私も部会でいろいろ、実はあまり納得しなかった分野で、「個の学びから社会的な学習活動への転換」というのがあります。これはどうも誘導施策的な面があるなど。本来そういうものじゃないだろうと。やりたいからやるんだという分野ではないんだろうかと思っていた。そのときには、ただ個人的に勉強しているだけではなくて、ボランティア活動から福祉活動にいろいろかかわってもらえるようにするんですとか、いろいろ言っていたので、逆にいうと「すべての人が地域で共に生きていけるまち」というところで落ちついたようなイメージを私は持っていた。それを今度、伝統・文化の方に移すが、内容は変えないという話がありましたが、その面でいうと若干イメージが変わってくる面もあるのかなと思うのだけど、それは変わらないのですか。施策のところの文章その辺はあまり変わらないということなのですか。

事務局： ただいまの施策の方向の内容につきましては、資料 20-5 の 150 頁目にこれまでの議論を踏まえた施策の方向の内容について、ごらんいただけるかと

と思いますが、内容については変えておりません。

○委員： わかりました。あまりこのこと自体がしっくり来ない。ほかのところもあともう一つ、再編をしたというところがありました。「コミュニティの形成」のところ。再編をするということは内容が変わるのかと思うのですが、言い方が変わったのでしょうか。

事務局： コミュニティのところの「心ふれあうコミュニティの形成」につきましては、内容が変わっております。ただ、内容が変わっておりますが、くくり方を変えたという発想でございますので、新たな考え方を出したということよりも、考え方をくくる考え方を変えたという形で考えていただきたい。

○委員： そうすると、大分これまでまとめてきたものと変わっているということですよ。くくり方が変わったというのだけど、一言一句まで結構こだわって作った部分もあるので。何頁ですか。

金井委員： 70頁です。これは資料20-5が先取的に変わった案という形で方針の趣旨ということであります。これについても当然くくり方の場合も文言は変わってくるということで、それについてはいろいろとご審議が必要ではないかと。ただ、審議する大前提として、こういうふうに変えましょうという話がないと議論は難しいのではないかなと思っております。

森田会長： これはどう変わったか、もう少し具体的にお示しいただけますか。

事務局： 本日は、体系の修正ということで、体系の修正をご提案する以上、体系を変えた後の施策の方向の構成についてもお示ししなければご説明できないと思われましたので、これについては、事務局の案ということでお示ししております。ですから、本日は体系をこういった形で組み方を変えるということについてご審議いただければと思っております。施策の方向の文言につきましては、これは逆に選定小委員会でもご議論いただきましたが、最終的にはこの本審議会でご議論いただくべきものでありますので、これについてはもしよろしければ次回以降、この体系が承認された以降にまたご議論の場を時間としても設けたいと思っております。

森田会長： ただ、先ほど内容も変わったとおっしゃったから、枠組みだけではないのではないかというのでお尋ねしたのですが。

事務局： 前回の内容と今回の内容と文言をすべて右と左で新旧対照表のような形でお示ししませんと、口頭で申し上げるだけではなかなか難しい面もありますので、この分については次回きちんとした資料を作成した上でご議論いただければと思っております。よろしく願いいたします。

森田会長： わかりました。今これ以上ここでは審議できないと思っておりますので、その辺整理した形で小委員会できちんともう一度全体会議を納得できるような形でお示しいただければと思っております。ほかにいかがでございましょうか。

金井委員： 小委員会の議論は基本的に体系を変えるということについて議論をして、大体どんなイメージなのかというのは、この原案にあるのは議論いたしましたが、いわゆる文言について議論はしていませんので、今会長からお話がありましたように小委員会の方へご下命ということであれば小委員会でもやりますし、あるいは小委員会に任せられないというのであれば全体会でいきなりやるというのでどちらでも構いません。

森田会長： 10 項目の修正ですので全体会でできないことはありませんが、それぞれのところ、これまでの施策の方向でいいますと、かなりの時間をかけて審議してきたものですから、その体系性、位置づけを変えるということであれば、より合理的な形でというので先ほどいただいた説明でそれなりに理解できるところがあるかなと思いますが、ここに書かれていない内容について書かれるということになりますと、これはこの場だけでは、わかりましたというふうにはいかないのかなと思います。

金井委員： 内容的に変わらないものとしては、例えば修正 1 とか、それから修正 3 でも、これは と のところをくっつけますという話で内容は変わらないので。修正 2 にも、例えば「介護予防の推進」で、これは全く新しく加わりますので当然内容を議論しなければならないわけで、項目によって性質が違いますが、一番大きなのは、修正 5 は から まで全面再編ですから一番大きいと思います。小委員会で議論をせよというご下命があれば、私が答えていいのかどうかわかりませんが、ほかの委員さんと一緒にやることになるのではないかなと思っております。

森田会長： 少なくとも修正 5 につきましては内容にかかわることですので、小委員会でもう一度きちんとご議論いただきたいと思いますが、それ以外のところにつきましては枠組みの変更ということでございますが、これはいかがでございでしょうか。もう一度、小委員会の報告を受けて確認するということとなりますが、その留保付でもってご了承いただけますでしょうか。

金井委員： できれば小委員会で議論する前にご意見、ここに既に区側の原案がございますのでご意見を先にいただかないと、小委員会にして議論のしようがないので、ぜひご意見をお寄せいただければと思います。

M委員： 今の資料で修正 6 の「男女共同参画社会の実現」というのは、「すべての体系に共通する指針」からだと書いてありますが、2 面の資料の下には「すべての体系に共通する指針」を今度は「区政改革の基本方針」として再編するとありますが、この点は今説明いただいたのでしょうか。

森田会長： これはまだご説明いただけていません。

事務局： この部分につきましては前回の審議会のご報告としましたが、本日の資料 20-5 の 1 頁、2 頁のところでは前回、「区政改革の基本方針」という形で再

編しているということで一応審議会にご報告いたしまして、それを前提に議論を進めていくところでございますので、ここについては前回、こういった形での再編をご案内いたしましてご了承いただいたという認識でいるところでございます。

M委員： それは、そこからさらに男女共同参画社会だけを抜いたということですか。

事務局： そういうことでございます。

金井委員： 前回は既にこういうふうに再編しましょうという話をして、男女は移すことになるのではないかとのお話だったのではないかなと思う。

M委員： 男女共同参画社会についても、できましょうという話ですか。

金井委員： できましょうというか、この三つに区政改革の方針としたらどうでしょうかという話なんです、ただそれはいろいろご意見があると思います。つまり、この 、 、 の基本方針の中に男女共同参画の話を入れ込むというのもご提案としてはあり得るのではないかなと思っておりますが、一応前回決まった話は三つに再編すると。ただ、この点については小委員会では全く議論しておりません。

M委員： わかりました。

森田会長： では、二つ目の議題について、ご小委員会の報告を受けて確認することになりますが、その留保付でもって了承いただいたものといたします。引き続き、三つ目の議題であります「重点施策の選定について」ご審議いただきたいと思っております。これも金井委員、よろしく願いいたします。

金井委員： これは一つ先ほどから問題になっております、ウェイトづけをしていくという場合、政策分野間で横のウェイトづけをどうつけていくのかということですが、とりあえず1つは重点施策のレベルといいですか、施策の方向というレベルで選んでいただくという方針で前回、全体会で方針が決まりましたので、それに基づきまして一つずつ選んできたということでございます。詳細につきましては、事務局の方からご説明いただければと思います。

事務局： <資料 20-3、資料 20-4 に基づき説明>

森田会長： どうもありがとうございました。全くこれまでと違って新しいものでももう少し補足説明を金井委員からお願いします。

金井委員： なかなかこれは難しい作業ですが、非常に重要なことは、一つは、施策の方向レベルで選んでいるということが一つのポイントであります。それからもう一つは、区民評価を参考にしつつ、しかし必ずしもそれをそのままストレートに受け取っているわけではないということ、そこはまた議論の余地があるかと思っております。選定小委員会では、実は大変な大議論をしながら決めたわけでありますが、とりあえずこのような形でご報告させていただければというところでございます。あと一つ、資料 20-4 の 7 頁、こ

れは表題は「地域における教育」で切れますので、これについても実は小委員会で全体会に出す原案でいろいろ議論して、出さないということで原案のままにしたというのが一つございましたので、これは原案を実は区側で変えようというのがあったのですが、それはこのまま「地域における教育」のままにしましょうということになっているが、この資料ではずれていきますのでご訂正をお願いできればと思います。

森田会長： 重点施策の選定につきましては大変重要な問題でございますので、本日結論を出すというよりも、むしろいろいろご意見をいただいて、さらに小委員会の方に持ち帰ってご審議いただくことになろうかと思います。そういう意味では小委員会でどういうご意見が出たかということも含めまして、いろいろと今日のご意見を出していただくという形でお伺いできればと思います。

〇委員： 20-4 の資料ですが、1 頁の最初の「地域における教育の向上」の部分も「の向上」、7 頁の「の向上」をとるということですよ。それから、先ほど大分ご議論があったというのは、どういう点で議論になったのかというのがわかれば教えていただきたいと思います。

事務局： 特に一番の議論がございましたのは4 頁目の「1-2 高齢者・障害者等の自立支援」のところでございます。ここで から まで施策の方向がござい  
ますが、やはり の「福祉サービス等の基盤整備」、この部分が今、特養ホームの待機者の問題ですとか、様々直面している方がたくさんいらっしゃるということでありまして、そういったまずは福祉を優先すべきだろうといったご議論でありました。ただ一方で、重点施策を選ぶ趣旨というのが、将来を見据えて今の段階から今後5 年間、将来、つまり中長期的に見て安定的な制度、仕組みをつくっていくためにどこに力を入れたらいいかということもございましたので、そこで介護予防の重要性についても議論がございまして、  
か といった形でご議論があったということがまず第1 番目の大きな議論でございました。それから、1-1 につきましても「地域ケアシステムの構築」を選んでおりますが、 の「保健福祉サービスの利用支援と質の向上」と、これも特に質の向上といったことから、まずは今の福祉サービスそのものを質の向上で上げるべきではないかといったことも踏まえまして、か  
かというご議論があったということでございます。さらには少し進めまして、14 頁をお願いいたします。先ほど、6-2 であります。こちら資料の修正が間に合っていなかったとご案内した部分であります。6-2 のところで「新たなビジネス展開の支援」と「地域産業の活性化」、実は事務局の案といたしましてはここにございまして、 を押したのですが、小委員会の中では「新たなビジネス展開の支援」というのは現実問題としてなかなか難しいのではないかとご議論がありまして、やはり「地域産業の活性化」のほう

をやるべきだというご議論がありました。結果といたしましては、小委員会のご議論を踏まえまして本日修正すべきだったのですが、修正が間に合わなくて申し訳ございませんでした。そういったご議論があった上で、ここでは「地域産業の活性化」を選んだということでございます。さらに、7-1、7-2についてもご議論がございました。7-1でございますが、ここでは「文化によるまちづくりの推進」という大きな政策の命題があるわけですが、その中でも「伝統文化の継承」というものがやはり豊島区としては、特に豊島区らしさを大切にするという意味からは非常に重要であると。新たなものをつくってまちを活性化していくことも重要ですが、この「伝統文化の承継」が非常に重要であるということで随分ご議論をいただいたということですが、結果としては、こういった政策を総合的に進めるということでを選んだ。につきましても、を進める中で豊島区らしさを含めて伝統文化についても十分生かしていくという形で議論をしたところでございます。それから7-2でございますが、ここでは区民の評価は鑑賞機会の方が高いわけです。これについては、鑑賞機会と活動の機会とどちらが重要かという議論ございましたが、これにつきましても鑑賞機会という消費者の立場から一歩踏み出していただいて、活動の方にご参画いただければということでを選んだという経緯がございます。議論としては以上の点がありました。

○委員： なるほどという、私と思いが同じ部分が幾つかあって、例えば「高齢者・障害者の自立支援」の4頁のところでは、やはり基盤整備が要求からいえばすごく大事だなと思うし、介護保険法が改案されて、せっかく特養ホームに入れても費用が払えなくて追い出されるのではないかという心配というか相談も私どものところに来ています。結局施設に入りたい人が多いからああいうふうになっている面と、費用をどんどんとろうという点もあるわけです。やはり話を聞いていて、先ほど施策の方向での重点づけだとおっしゃってはいましたが、「地域福祉の推進」なら推進の中で重点のものはどれかという形の選び方をやっている。高齢者の自立支援の中ではどうかと。こういうところから、本当はみんな大事なんだけれども、やはりこの重点づけのそういう中で意味づけが、今度の方向としてはこれに入れるよという、それは一つの目安となっておりますが、やはり本来的には私の考えはさっき言った点でいえば、介護予防も今度の介護保険法の改定の方は、内容的には本当に介護予防の推進になっているとは思いませんが、実際こういうものが必要だと思いますし、これから今後を見据えたら大事だろうと思いますが、現状から見たときに基盤整備が大事だろうと。どちらが大事かというか、両方大事ではないかと、重点として位置づけてもいいのではないかと思うわけです。それが一つです。それで、もし重点を外すのなら11頁の副都心のところを外し

ていただきたい。これも必要ないとは言いませんが、特に低床型路面電車LRTというのは、街へ行きますと大変不評でございます、評判が悪い。本当は理念はすごくいいものです。本来LRTというのは、街の中では低速だけど、郊外に行ったらぱーっと走るというのが本来型だし、それからバリアフリーでいいものですが、豊島区内で今起きている話は、あまりにも路線も短いし、現実的ではないのではないか。区長は大変ご熱心ですが、そういうことよりもほかにやっていかなければいけないのではないかとというのは私の聞いている範囲かもしれませんが、そういう意見が大変多いということだけは申し上げておきたいと思います。

M委員： おおむね施策の選定方法については了解いたしたいと思います。今、O委員は、かなりねらい打ちみたいな形で「池袋副都心の再生」については外せというお話です。しかし、そう言いきっていいものかなというのがあります。LRTの話についても、果たして本当に意味がないと今言い切れるかどうかということについては疑問だし、また施策の方向の中でそれなりに意味を持っている。一つは区民の生活の質の向上ということと、もう一つは、これから選定方法の中にも入っています「持続的な発展を可能とする将来への布石」というのがあるわけです。ですから、その意味でいえば、例えばまちづくりの質が向上すると、露骨な言い方をすると区税収入が多くなる。こういうこともあるわけです。そうすると、必然的に区税収入が多くなれば、今やろうとしている福祉の部分も拡大ができるという話にもつながってくるので、私はそういうものを期待してまちづくりにかける思いがあると思いますが、その中で特にLRTの話を出されていましたが、特定ねらい打ちで、これがなければ成功するという話ではないのであって、そういう見方だと危険かなという気がします。

それからもう一つ、先ほど冒頭のときに質問しましたが、この中には民間でやってもいいものについても入っていますかというご質問をしましたら、それは区がやるというだけの話ではなくて、民間で協働できるものについても重点事業として入れているんだというお答えがありました。私はそれは納得してしまして、LRT事業についても、今や街の中では区がやるべきものではなく、民間でやろうじゃないかという話も出ています。区が税金を使わないでやるという方向を街の方で提案してきているわけですから、それについては、その思いをどういう可能性があるかということについて導入検討が必要であろうと私は思っています。別に副都心再生の問題だけではなくて、それぞれの施策の点について、そういう重点施策という選定については、それぞれ重きを置く部分がいろいろな理由があるわけですから、そうねらい打ちをしてはいけないのではないかと考えています。

また、質問させていただけば、8頁ですが「心ふれあうコミュニティの形成」につきましては、重点項目は「地域住民相互の交流の促進」というところになっています。これは「地域区民ひろば」構想を軸としてとありますが、では「住民自治の仕組みづくり」というのがありまして、「多様な開かれた話し合いの場を設け、区民が自主的に地域の課題に取り組める態勢を整備する」。これは、どちらが先になるのかなと思いますが、私の理解としては交流の促進が図られていけば、それが先にあれば仕組みづくりもできてくる。こんなことなのかと推測しますが、この点についてはコメントをいただければと思います。

金井委員： この点につきましては、資料 20-5 の 71 頁あたりをごらんいただくとありがたいと思いますが、事の順番からして M 委員さんがおっしゃいましたように、「2 地域住民相互の交流」の方が先に来ている、実は「住民自治の仕組みづくり」というのはまだ基礎の事業がなくて、これからやりましょう。だんだん 1、2、3、4 と進んでいったら、いきましょうという一種の将来を見越した方向性みたいところで、すぐにここまで到達できるという状況ではないということも踏まえて、あとそれから区民アンケート等踏まえてこのような形になっているという理解でございます。

F 委員： たまたま私が福祉の分野ということもあって気になることとして伺いたいのですが、1-1 と 1-2 のところですが、区民のところの点数としては項目も同じですが、団体の点数がポイントが違います。けれども、重点で選ばれているのがいずれにしても団体のポイントの低いものが選ばれている。そういうような重点はほかの項目のところではない。ほぼ区民のところは、ばらばらでも団体のポイントが高いところが重点で選ばれているということがあって、例えば介護保険に関してもなかなか情報が詳しいところまで市民の層に行き渡るまでには大変時間がかかっているということもあって、そういう状況の中で考えると、区民のポイントが同じなのに、どうしてこのところだけ団体のポイントの特に低いものが重点として選ばれているのかというあたりを伺えたらと思います。

事務局： ただいまご指摘いただきました、区民と団体の評価が違う。確かにそのとおりでございますが、特に団体が低いところが、結果としてはそうなっていますが、決してそういう形で選んだわけではございませんで、先ほど申し上げましたが、区民の評価については重要な参考といたしましたが、これで決めたわけでもないということございまして、特に団体の評価が低いところを集中的に選んだという意図は全くございませんで、よろしく願いしたいと思います。

F 委員： そうすると、団体のポイントが高いということもあるのに、1-1、1-2 は違

うものを選ばざるを得ない理由があるということなんでしょうか。

金井委員：　　ここら辺はまさに小委員会の中でも大変議論が分かれたところでございます。例えば 1-2 のところ、9、6、9、9 となっていて、なぜ 6 を選んだのか。当然、大問題になって、事実大いに議論があったところでもあります。ここら辺は最終的には全体会の中でのご判断になるのかと思っているわけですが、この介護予防のところは施策の将来性を見越せば、要介護になってしまって供給量を増やすということよりは、確かに介護予防がうまくいけばその方がよいであろうという判断があって、そういう意味で介護予防が推進できた方がよいのではないかという判断だと思います。

ただ、これは大変難しい問題で、本当に介護予防をやろうと思っできるのかと言われて、実はできなかつたら結局のところ、要介護に対するサービスを拡充せざるを得ないということにならざるを得ないのは必定だと思っております。一応考え方としては介護予防ができたらいいのではないかな。ただ、予防できるのはこれから防ぐことでありますが、じゃあ、今なっている人はどうするのかという話であって、これは別途、当然供給をしていかなければならないという話はあると今考えているところでございまして、ここについては単にこれだけでは済まなくて、もうちょっと十分な留保条件をつけたらどうであろうかというのが小委員会での議論でありました。つまり、こうしますと予防はして、これからならない人は救うけど、今なっている人は見捨てるのかという話になると、そんなことは決してないという話を聞いていかないと区民の皆さんのご理解を得られないのではないかと話していたところでございます。1-3 の「健康」についても同じようでありまして、要は病気になってから医療を充実するよりは、病気にならない方がいいだろうという観点であります。健康づくりをしたからといって本当に健康になるかと言われれば問題があるんですが、一応考え方としてはそういうことかなと思っております。1-1 についても基本的には同じような考えかなと思っておりますが、ただこれはそう簡単に優先順位をつけるということは非常に厄介な話でございまして、普通はこういうのは避けて通って、みんな大事というふうにするのが総合計画のこれまでの流れであったんですが、あえて施策レベルでつけようとする、やはりシビアな議論をせざるを得ないかなということで、まさに全体会でいろいろご意見を戦わせるのではないかと小委員会でも考えたところでございます。

L 委員：　　資料 20-2 の修正後のところが内容面までも修正の対象という形の中で、どういうふうこれから事務的にもまれて、小委員会でもまれていくのかというのが関心がありますが、少なくとも \* 印のところに「自治基本条例の掲げる参加・協働の理念の基づき」とあるが、まだ豊島区では自治基本条例は

検討中というか、出た段階ですので、既にありという形で検討されてしまうと、ちょっと私の会派としては困る。ただ、先に盛られるであろう、参加とか協働とかの理念というのはある意味では大事ですから、その辺のところを強調したいというならば納得はしますが、ただこういったミスリーディングな書き方は困るということをまず一言申し述べさせていただきたい。それと、先ほど事務方の説明の中で修正前と修正後で新旧対照表めいたものもつくっていないというお話もありましたが、その辺のところはその後小委員会といったもの9月に2回くらい予定されているスケジュールに立つと、例えば先ほどもご案内あった、ご意見要旨という形でその辺のところをまた小委員会の皆さんにお示しするような機会があるのでしょうか。

森田会長： それはむしろ私の方が申し上げようと思ったことをすべておっしゃっていただいた気がいたしますが、後者の方から伝えますと、当然のことですが、まだまだいろいろなご意見があらうかと思えますし、本日初めて配られた資料ですので、精読精査の上、ご意見はペーパーでということになりますが、事務局を通して小委員会に提出をしていただきたいと思います。前者の方の修正後の部分でございますが、先ほどM委員の方からこちらの資料20-4でいいますと、8頁の「心ふれあうコミュニティの形成」のところ優先順位についてのご議論がございました。これにつきまして金井委員の方から資料20-5の方ですか、71頁で「住民自治の仕組みづくり」については具体的な施策がないとお話ございましたが、この部分は先ほど内容も含めてもう一度ご検討いただくということだと思いますので、そこはちょっと留保していただいた方がいいのではないかと思います。ここのところはもう一度、中身の組み立てから見て小委員会で原案をつくっていただきたいと思います。

金井委員： ここのところはまさに自治基本条例の議論の最中でして、最終的には両者整合をとって、平成18年度でスタートということで成果物としては自治基本条例に基づきという形になるわけで、現段階としてこういうふうを書くというのはミスリーディングです。要は、でき上がったときには両者整合性をとりたい。逆にいえば、議会の審議の成り行きによっては当然9月にできるのかどうなのか、そちらの方が小委員会としてはよくわからないので、それは区の方でうまく調整をとっていただいて議論していかねばならないと感じております。

森田会長： その辺はある意味で基本条例の方の審議がどうなるかということもありますので、オープンな形でご議論いただいてご報告いただければと思います。そういうことで、予定した時間15分ほどオーバーしましたので、先ほど申し上げましたようにご意見については別途提出していただくということで、本日はこの辺で締めさせていただきたいと思います。よろしゅうございます

でしょうか。

○委員： 20-5の資料の成果指標は、検討中となっているが、そういうふうになっている段階で了承しているということになってしまうのか。成果指標というのは大変難しいと私は思っている。成果指標というよりは評価ということで、例えば満足度調査とか、そういうのをやりますと、利用している人はこの制度はすごくいいんだけど、ほかの人から見たらあまりよくないとか。行政評価がありますが、例えば子どもが学校に行っている親御さんたちは学校の問題というのは重点になるし、年寄りになってみれば自分の老後のことが重点になるし、つまりこの成果指標というのは、そういう満足度みたいなものではないのか伺いたい。

事務局： 満足度とは違い、なるべく客観的にわかることを考えています。

○委員： ただ数字にすると、逆に一定の目安にはなるけれども、数字で全部きちんとかできるのかなという部分もありまして、まず指標自体を何にするかとか、そういうことでは大変議論があるところではないかなと思います。その考え方だけとりあえずお聞きしておきますが、成果指標というのはどういうレベルで成果指標をつくるのか。例えば「地域福祉の推進」という一つのところで成果指標を一つとか、あるいはもう一つ個別にくると、その中に「地域コミュニティの形成」で一つとか、この施策の方向ごとで一つとか、あるいはもう一つ下がってきて事業名ごとで一つ一つなのか。その辺ぐらいの検討はなさっているのかどうか。イメージがわからないものですから教えてくださいませんか。

事務局： 12頁で申し上げますと、、、のこれごとに一つずつ選ぶことを今のところ前提に検討したいと思っております。

○委員： そうすると、結構難しい気はする。「福祉コミュニティの形成」だったら、例えばどういうものなのか。全部指標名は施策ごとになっていないからどうなのかと思うんですが、例だけ教えてもらえますか。

事務局： この例は、成果指標のイメージをお示しするためにつくったものでございます。確かに「福祉コミュニティの形成」といった場合、いかなる指標を示すかというのは非常に難しい問題でありまして、この成果指標の中でも成果指標の設定がどうしても難しい場合には行政の取り決め状況を示す活動指標を設定するという二段構えで考えております。指標の設定というのは非常に難しい側面を持っているということをご承知の上ですが、やはり新たな基本計画の中でこういった抽象的な施策のところだけでは、なかなか計画の進行管理できないという部分もありますので、一歩前進したいと思っております。

○委員： 本来だったら、成果指標ではなくて、例えば基盤整備を充実しますという

のだったら、幾つ特養ホームを作っていけば、簡単にいえばそういう行政結果があって、それでどのくらい待機者がなくなった。本来こういう話じゃないですか。それとは別のものが設定されるというのはいかなるものかと私は思いました。

森田会長： 通常、成果指標という場合には、待機者がどれくらい減ったか、要するにニーズに対してどれくらい応えることができたかというのが成果指標だと思います。それに対して、幾つ作ったかというのがむしろ活動指標に当たるわけですし、そこはいろいろな段階がございますが、そういう意味でいきますと一般の政策評価の場合には成果指標でもって目標を設定するのが一番望ましい。しかし、現実には成果指標の場合なかなか設定しにくいものですから、代替的なものとして活動指標というものを設定する。それでも難しい場合には、いわば目標を定性的な形で表現する。これは一般的に政策評価で行われていることではないかと思えます。

〇委員： それについては一応、了解です。理解はしましたが、難しいなと思えます。

森田会長： それでは大分時間がオーバーしてしまいましたが、三つ議題がございましたし、1番、2番は一応留保条件つきでございますがご了承いただきました。3番目の重点施策につきましては幾つかの事柄につきまして、また議事録をチェックして細かく項目は確認していただきたいと思いますが、小委員会の方でもう一度ご議論いただくことになろうかと思えます。長時間にわたってありがとうございました。小委員会の委員の皆様にはこれまでも大変ご苦労いただいたわけですが、さらに今日の結果に基づきまして9月の素案の作成まで引き続きご努力をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

事務局： 次回の日程は、9月末から10月上旬という形で決まり次第ご連絡したいと思います。

森田会長： 長時間にわたりましてご審議いただき、大変ありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を閉会とさせていただきます。

閉会

会議の結果	・議事(1)計画事業の選定を含む分野別計画(素案)について、計画事業選定小委員会における微調整を留保条件として、了承する。 (2)基本計画体系の修正について、基本的には了承する。 (引き続き計画事業選定小委員会における検討を踏まえ、全体会で審議する。)
-------	--

	<p>(3) 重点施策の選定について、計画事業選定小委員会における検討を踏まえ、全体会で審議する。</p> <p>・開催日程 後日、事務局にて調整。</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>【配付資料】</p> <p>20-1 計画事業選定資料(既存重要事業)</p> <p>20-2 基本計画体系の修正について</p> <p>20-3 新たな基本計画における重点施策の選定について</p> <p>20-4 新たな基本計画における重点施策(案)</p> <p>20-5 新たな基本計画における「分野別計画」部分の[素案]</p> <p>・席次表</p>